受水槽の設置にかかる指針等適合判定書

◆ 給水装置工事施工指針（第６章　受水槽等）より

チェック項目				☑	備考
水槽本体	―	• 次のア～ウを満たすこと。 ア. 換気がよい場所 イ. 維持管理の容易な場所 ウ. し尿浄化槽、下水等の汚染源に近接しない場所	• 道路より低い位置に設ける場合は、雨水、および汚水の流入を防止するような構造とすること。 • 地下に設置する場合は、流入管を立上げ（地上から1.5m以上を標準）、頂上部に真空破壊装置を取付けること。	□	
吐水口	―	―	• 口径は水道メーターの口径より大きくしないこと。	□	
ボールタップ	• 吐水口径 φ13～φ20	• 点検修理に便利な場所を選定し、その近くにマンホールを設置すること。	• 複式ボールタップによる入水とすること。	□	
	• 上記以外		―	□	
マンホール	―	• ボールタップ付近	―	□	
定水位弁 （副弁付き）	• 吐水口径φ25以上	―	• 水撃作用を防止する。	□	
定流量弁 （流量調節弁）	• 口径φ40以上の水道メーターを使用する場合	• 給水管	• 流量過大を防止する。	□	
ウォーターハンマー 防止器	• 吐水口径φ25以上	• 定水位弁の上流	• 容積、型式の選定、および設定空気圧は、機器の計算式により決定すること。 • 水撃作用を防止する。	□	
防波装置	• 吐水口φ25以上 ※ φ20以下でも必要に応じ取り付ける。	―	―	□	
水栓（直圧）	―	• 受水槽入口のバルブ一次側	• 1箇所設置すること。	□	
逆流防止装置	―	• 受水槽入口のバルブ二次側	―	□	
真空破壊装置 （バキュームブレーカー）	• 受水槽を地下に設置する場合	• 流入管の頂上部	• 真空状態を防止する。	□	

◆ 貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱（第４条　貯水槽給水施設の構造設備基準）より

チェック項目			☑	備考
1 水槽の設置場所	(1)	水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水、たまり水の影響を受けず、かつ、通常、人が出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。	□	
	(2)	水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については60センチメートル以上を標準とすること。	□	
	(3)	水槽及びポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。	□	
	(4)	水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく、階段を設ける等、保守点検を安全に行うことができる措置を講ずること。	□	
	(5)	水槽は、建築物の排水槽(ビルピット)に設置しないこと。	□	

1 水槽の設置場所	(6)		水槽上部には、ポンプ、ボイラー、排水管等の水を汚染するおそれのあるものを設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することがないように衛生上必要な措置を講ずること。	□	
2 水槽の構造及び材質	(1) 容量	ア	受水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。	□	
		イ	高置水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の1を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。	□	
	(2) マンホール	ア	マンホールの立ち上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。	□	
		イ	マンホールの蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。	□	
		ウ	マンホールの蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。	□	
	(3) 給水管	ア	給水管の流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設けること。これが困難な場合は迂回壁等を設け、水槽内で水が滞留しない措置を講ずること。なお、複数の水槽を連結して使用する場合も同様の措置を講ずること。	□	
		イ	給水管の流出口は、水槽底面より少し上部とし、槽底の沈でん物を吸い込まない位置とすること。	□	
	(4) オーバーフロー管	ア	管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。	□	
		イ	管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。	□	
		ウ	管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。	□	
	(5) 通気装置	ア	管端部は下向きとし、積雪で開口部が塞がれないような措置を講ずること。	□	
		イ	管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。	□	
		ウ	通気装置管端部に笠を取り付ける場合は、容易に取れない措置を講ずること。	□	
	(6) 排水設備	ア	水槽の底部に100分の1程度の勾配をとり、吸込みピット等を設け、完全な水抜きができる構造とすること。	□	
		イ	水抜管の管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。	□	
	(7) その他	ア	水槽は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。	□	
		イ	水槽の上部面は、100分の1程度勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。	□	
		ウ	水槽が直接日光を受ける場合は、水槽の板を厚くするなど、光の透過を防ぐ措置を講ずること。	□	
		エ	給水管の流入口とオーバーフロー管との間に、十分な吐水口空間を確保すること。	□	
		オ	水槽は、消火水槽と兼用しないこと。	□	
3 給水管	(1)		水を汚染するおそれのある箇所の中を貫通させないこと。	□	
	(2)		排水管等他の配管と識別できる措置を講じ、直接連結させないこと。	□	
	(3)		維持管理、点検及び配管の更新を容易に行えるように配置すること。	□	
4 その他	(1)		ポンプ室内の床は、排水、排油が速やかにできる構造とすること。	□	
	(2)		貯水槽には、原則として水位警報装置を設置すること。	□	
	(3)		貯水槽へ流入する給水管の立て管に給水栓を設けることが望ましいこと。	□	
	(4)		地下水等の自己水源を使用する場合は、塩素注入装置を設けること。	□	

給水装置工事施工指針、および貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱に適合しない事項については、受水槽の維持管理責任者である設置者の判断によるものである。

年　　月　　日

設置場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

設 置 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿

指定給水装置工事事業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿